

土砂災害警戒情報の発表開始について

平成19年8月31日（金）から石川県で土砂災害警戒情報の発表を開始します。

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報を発表している中で大雨によって土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、石川県と金沢地方気象台が本年8月31日から共同で発表する新たな防災情報です。（別紙参照）

この情報は、金沢地方気象台から石川県危機対策課を通じて市町に伝達するとともに報道機関を通じて、県民への周知を図ります。

《発表対象地域》

土砂災害警戒情報は、市町を発表単位とし、野々市町、川北町を除く石川県全市町を対象とします。なお、野々市町、川北町については、本情報で対象とする土砂災害の発生するおそれが無いため、発表対象外とします。

《土砂災害警戒情報文の内容》

土砂災害警戒情報の内容は、文章と図を組み合わせたものです。文章部分では土砂災害発生の危険度が高まった地域（警戒対象地域）及び土砂災害のおそれが少なくなった地域（警戒解除地域）を市町単位で記述すると共に、今後2時間以内の土砂災害の危険度と3時間以内の降雨予測を含んだ簡潔な内容の警戒文を記述します。図の部分では、警戒対象地域と警戒解除地域をそれぞれ市町ごとに色分けして表示します。また、1時間30ミリ以上の強い雨の降る範囲とその移動方向や速さを表示します。

《発表基準の暫定的な変更について》

平成19年能登半島地震による地盤の緩みを考慮し、能登地方については、当分の間、発表基準を暫定的に引き下げた暫定基準を設けて運用します。

《大雨警報の切り替え（重要変更）の発展的解消》

これまでの土砂災害に関する情報は、金沢地方気象台から大雨注意報や警報と気象情報を防災機関へ提供し、報道機関を通じて県民へ周知を図ってきました。

今回の土砂災害警戒情報は、石川県土木部砂防課と金沢地方気象台がそれぞれ有する情報を総合し、共同で発表するものです。

なお、金沢地方気象台は、この情報の発表開始に合わせ、大雨警報の切り替え（重要変更）を発展的に解消します。今後、土砂災害への警戒の呼びかけは、大雨警報と土砂災害警戒情報によることとします。

問い合わせ先

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・石川県土木部砂防課 | 電話：076-225-1751 |
| ・金沢地方気象台防災業務課 | 電話：076-260-1462 |

石川県土砂災害警戒情報 第〇号

平成△△年□月□日□時□分
石川県 金沢地方气象台 共同発表

【警戒対象地域】

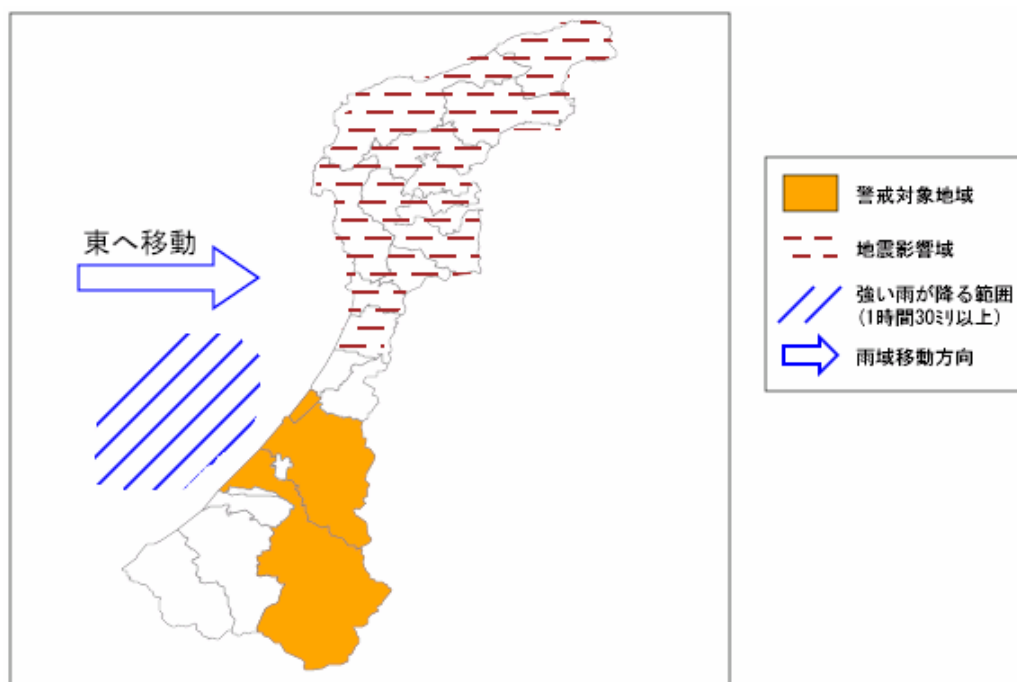
- 加賀 ○加賀北部 金沢市* 内灘町*
- 加賀南部 白山市

* 印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

《対象地域拡大》

降り続く大雨のため、土砂災害の危険度の非常に高い状態が続いており、今後2時間以内に、金沢市、内灘町にも広がる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒してください。警戒対象市町での今後3時間以内の最大1時間雨量は、多いところで60ミリです。



問い合わせ先

076-225-1751 石川県土木部砂防課
076-260-1463 金沢地方气象台技術課